

申込先に
チェック

宮城県内の地域産業保健センター（申込先）

	名称	〒	所在地	電話・FAX・番号	管轄区域
<input type="checkbox"/>	塩釜地区地域産業保健センター	985-0024	塩竈市錦町7-10 宮城県塩釜医師会内	TEL:022-367-8651 FAX:022-365-8169	塩竈市、多賀城市、宮城郡
<input type="checkbox"/>	仙台地域産業保健センター	984-0806	仙台市若林区舟丁64-12 仙台市医師会内	TEL:022-227-1531 FAX:022-267-5193	仙台市、富谷市
<input type="checkbox"/>	石巻地区地域産業保健センター	986-0826	石巻市鑄銭場1-27 石巻市医師会内	TEL:0225-23-3438 FAX:0225-93-0774	石巻市、東松島市、牡鹿郡
<input type="checkbox"/>	大崎地域産業保健センター	989-6162	大崎市古川駅前大通3-3-17 大崎市医師会内	TEL:0229-22-2316 FAX:0229-24-1388	大崎市、加美郡、遠田郡、 黒川郡
<input type="checkbox"/>	仙南地域産業保健センター	989-1253	柴田郡大河原町字西38-1 みやぎ県南中核病院1F	TEL:0224-53-4010 FAX:0224-53-4010	名取市以南の市町
<input type="checkbox"/>	気仙沼地域産業保健センター	988-0063	気仙沼市四反田95-4 気仙沼市医師会内	TEL:0226-22-1540 FAX:0226-24-1387	気仙沼市、本吉郡
<input type="checkbox"/>	瀬峰地域産業保健センター	989-4521	栗原市瀬峰下田50-1 宮城労働基準協会瀬峰支部内	TEL:0228-38-2110 FAX:0228-38-2140	栗原市、登米市

次の事項をご確認いただき、チェックをしてください。

		チェック欄	
		はい	いいえ
1	事業場は50人未満です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	当社に総括産業医は居ません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「保健指導結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取り扱いを採用する理由を説明している。」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	上記チェック項目及び下記申込書の内容に相違ありません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※全て「はい」にチェックが入りましたら次の利用申込書にご記入のうえお申込みください。（切り離さずこのままご使用ください）
様式地1-1

健康相談・面接指導利用申込書

事業名	事業場名			
	所在地	〒		
	労働者数	(男: 人) (女: 人) (計: 人)		
	事業内容			
	代表者	職名:	氏名:	
	担当者	職名:	氏名:	
電話:		FAX:		
企業の情報※	メールアドレス			
	企業名: 労働者数: 人 産業医数: 人 (うち 総括産業医: 有・無)			
相談内容 (希望するものに○)	1 健康相談(メンタルヘルス・ストレスチェック相談を含む) ……………(対象者 名)	2 健康診断の結果についての医師の意見聴取 ……………(対象者 名)		
	3 長時間労働者に対する面接指導 ……………(対象者 名)	4 高ストレス者に対する面接指導 ……………(対象者 名)		
	5 その他() ……………(対象者 名)			
事業場訪問	1 希望する	2 希望しない		
その他連絡事項等				

※申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報をご記入ください。なお、本事業は小規模企業を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします(平成31年度から適用)。

「総括産業医」とは、名称の如何に関わらず企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医を指します。

※労働者本人からの申込みの場合は担当者欄にご本人の氏名をご記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

小規模事業場の事業者・労働者の皆様へ

地域産業保健センターを ご活用ください



厚生労働省・産業保健活動総合支援事業

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業で働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

事業者には、労働安全衛生法に基づいた健康診断などの実施義務がありますが、小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することが困難な状況にあります。こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、「地域産業保健センター」が設置されています。

お問い合わせ



独立行政法人 労働者健康安全機構

宮城産業保健総合支援センター

〒980-6015 仙台市青葉区中央4丁目6番1号 SS30 15階

TEL 022-267-4229 FAX 022-267-4283

メールアドレス sanpo04@miyagis.johas.go.jp ホームページ https://www.miyagis.johas.go.jp



事業者の方へ



※以下のサービスを無料で受けられます。

1 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について医師から意見を聴くことができます。



※労働安全衛生法第66条の4により事業者を実施を義務付け

2 長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導

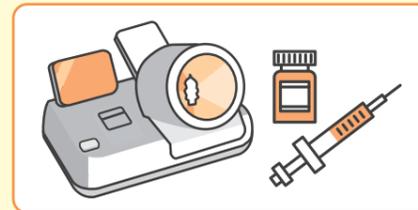
時間外・休日労働が長時間に及ぶ労働者に対する疲労の蓄積状況やストレスチェックで高ストレス者とされた労働者に対する心理的な負担(ストレス)の状況の確認など、医師による面接指導を行います。



※労働安全衛生法第66条の8、第66条の10などにより事業者を実施を義務付け

3 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生法に定められている健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があった労働者に対し、医師または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。



4 メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、医師または保健師による相談・指導を行います。

5 個別訪問による産業保健指導

訪問を希望する事業場に医師、保健師又は労働衛生工学専門員が訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の状況を踏まえ、労働衛生管理の総合的な助言・指導を行います。



働く方へ



※以下のサービスを無料で受けられます。

A 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

職場で実施した健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があったときは、医師または保健師による日常生活面の指導などを受けることができます。



B 高ストレス者に対する面接指導、メンタルヘルス不調に関する相談

ストレスチェックで高ストレスとされた方は医師による面接指導を受けることができます。また、こころの健康に不安を感じている方は、医師または保健師に相談することができます。



C 長時間労働による疲労や健康不安に関する面接指導

時間外・休日労働が長時間に及び、疲労が蓄積しているときは、医師の面接指導を受けることができます。



地域産業保健センターのご利用に当たって

- 各サービスのご利用にあたっては、裏面の「地域産業保健センター」への**事前申し込み**が必要です。
- 各サービスについて、同じ事業場または同じ労働者からの申し込みによる利用は、同じ年度内に2回までとなります。
- 総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外となります。
- 地域産業保健センターでは、治療や診断目的でのサービスは行っておりません。